

○ 店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令（平成四年大蔵省令第四十四号）

改正案

現行

別表一（第五条関係）

別表一（第五条関係）

通知及び公表事項 表の区分	通知及び公表事項	注意事項	通知及び公表事項 表の区分	通知及び公表事項	注意事項
(略)	(略)		(略)	(略)	
毎日	<p>一 (略)</p> <p>二 株券は、銘柄別に、 売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p> <p>三 出資証券、新株引受権証券、新株引受権証券（以下「出資証券等」という。）は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格</p>	<p>一～三 (略)</p> <p>四 出資証券等の額面金は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知及び公表することである。</p> <p>五・六 (略)</p>	毎日	<p>一 (略)</p> <p>二 株券、出資証券、新株引受権証券、新株引受権証券（以下「株券等」という。）は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p>	<p>一～三 (略)</p> <p>四 株券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知及び公表することである。</p> <p>五・六 (略)</p>

	(最高価格、最低価格及び最終価格)及び数量
	四 (略)

別表二(第五条関係)

通知及び公表事項の区分	通知及び公表事項	注意事項
(略)	(略)	
毎日	一 (略) 二 株券は、銘柄別に数量 三 出資証券、新株引受権証券、新株引受権証券(以下「出資証券等」という。) は、銘柄別に、額面金額及び数量 四 (略)	一～三 (略) 四 出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知及び公表すること足りる。 五 (略)

	三 (略)

別表二(第五条関係)

通知及び公表事項の区分	通知及び公表事項	注意事項
(略)	(略)	
毎日	一 (略) 二 株券、出資証券、新株引受権証券、新株引受権証券(以下「株券等」という。) は、銘柄別に、額面金額及び数量 三 (略)	一～三 (略) 四 株券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知及び公表すること足りる。 五 (略)

別表三（第六条関係）

報告の区分	報告事項	注意事項
毎日	一（略） 二 株券は、銘柄別に、 売買成立価格（最 高価格、最低価格及 び最終価格）及び数 量 三 出資証券、新株引 受権証券、新株引受 権証券（以下「出資 証券等」という。） は、銘柄別に、額面 金額、売買成立価格 （最高価格、最低価 格及び最終価格）及 び数量 四（略）	一～三（略） 四 出資証券等の額面金額 は、毎月一回額面五十円 以外のものにつき報告す ることで足りる。 五・六（略）

別表三（第六条関係）

報告の区分	報告事項	注意事項
毎日	一（略） 二 株券、出資証券、 新株引受権証券、新 株引受権証券（以下 「株券等」という。） は、銘柄別に、額 面金額、売買成立価 格（最高価格、最低 価格及び最終価格） 及び数量 三（略）	一～三（略） 四 株券等の額面金額は、 毎月一回額面五十円以外 のものにつき報告するこ とで足りる。 五・六（略）

別表四（第六条関係）

報告の区分	報告事項	注意事項
毎日	<p>一（略）</p> <p>二 株券は、銘柄別に数量</p> <p>三 出資証券、新株引受権証券、新株引受権証券（以下「出資証券等」という。）は、銘柄別に、額面金額及び数量</p> <p>四（略）</p>	<p>一～三（略）</p> <p>四 出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき報告することとする。</p> <p>五（略）</p>
(略)	(略)	(略)

別表四（第六条関係）

報告の区分	報告事項	注意事項
毎日	<p>一（略）</p> <p>二 株券、出資証券、新株引受権証券、新株引受権証券（以下「株券等」という。）は、銘柄別に、額面金額及び数量</p> <p>三（略）</p>	<p>一～三（略）</p> <p>四 株券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき報告することとする。</p> <p>五（略）</p>
(略)	(略)	(略)